

○神戸芸術工科大学履修に関する規程

制 定 平成元年4月1日

最近改正 令和 6年4月1日

(総則)

第1条 神戸芸術工科大学（以下「本学」という。）における履修方法等については、神戸芸術工科大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

2 各授業科目の単位数及び開設年次については、学則別表第1のとおりとする。

(授業時間)

第2条 授業時間は、次のとおりとする。

1時限 9：00～10：30

2時限 10：40～12：10

3時限 13：00～14：30

4時限 14：40～16：10

5時限 16：20～17：50

6時限 18：00～19：30

2 必要がある場合は、授業開始・終了時間を変更することがある。

(授業時間割)

第3条 授業時間割は、各学期に開設される授業科目、担当教員及び講義室を、年度の始めに発表する。

(履修登録)

第4条 学生は、各学期の始めに、履修する授業科目を選択し、定められた方法で登録しなければならない。なお、教務課は、履修登録確定後、授業科目担当教員に受講者名簿を、学生に学生時間割表を公表する。

2 授業科目の履修登録は、指定の期間内に、行わなければならない。

3 正当な理由がなく、前項に定める期間内に履修登録を行わない者は、当該学期の履修を認めない。

4 授業科目の履修登録後の科目の変更は、次の一に該当する期間を除き、特別な事情がない限り認めない。

(1) 定められた学生時間割表の内容確認期間

(2) 定められた履修登録中止申出期間

5 同一時限の授業科目を重複して履修することはできない。

6 履修登録は履修年次配当科目の履修を第一義とし、原則として上級学年次配当科目は、履

修できない。

- 7 すでに単位を修得した科目は、再履修することはできない。ただし、不合格となった授業科目は、再履修することができる。
- 8 履修登録単位数の上限は各学期24単位とする。ただし、「アート&デザインプロジェクトA」、「アート&デザインプロジェクトB」、「アート&デザインプロジェクトC」、単位互換講座科目（神戸研究学園都市大学連絡協議会、大学コンソーシアムひょうご神戸）、教育職員免許に係る教育の基礎的理解に関する科目等（「教育心理学」以外）、博物館学芸員に係る必修科目（「生涯学習概論」、「博物館情報・メディア論」、「博物館展示論」以外）を除く。
- 9 卒業研究（通年）については、次の措置をとることがある。
 - (1) 原則1年以内の休学者又は除籍者に限り、休学若しくは除籍前の前期の履修及び復学若しくは復籍後の後期の履修を合わせた継続履修を認める。
 - (2) 再履修については、半期のみの履修を認める。
- 10 他学科の科目を履修し修得した単位は、第8項に定める制限単位数及び卒業に必要な単位数には含まない。

（受講制限）

第5条 授業科目によっては、その内容、講義室及び実習室の都合等により、受講資格又は受講人員を制限することがある。

- 2 卒業研究については、学科ごとに修得単位数、修得科目数等の条件により、受講資格を定めることがある。

（公欠）

第6条 学生が次に掲げる各号のいずれかの事由により授業を欠席する場合は、公欠として取り扱うものとする。

- (1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患した場合
 - (2) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づき、学生が裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加する場合若しくは裁判員又は補充裁判員として任務に従事する場合
- 2 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。
 - (1) 前項第1号の場合、医療機関発行の診断書等に記載された出席停止期間
 - (2) 前項第2号の場合、裁判員等として裁判所へ赴く日
 - 3 第1項の事由により公欠を申し出る者は、教務課へ連絡のうえ、所定の手続きを行うものとする。

4 公欠となる授業の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 第2項各号の期間は欠席扱いとせず、出席を必要とする日数に含めない。

(2) 授業担当教員が当該授業に相当する学習等を課すものとする。

(卒業に必要な単位数)

第7条 卒業に必要な単位数は、学則別表第1に定める所定の単位数以上とする。

(試験の種類等)

第8条 試験の種類は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験とは、第4条に定める履修登録をした授業科目について、各学期末に行う試験をいう。

3 追試験とは、定期試験を受けることができなかった者に対して行う試験をいう。なお、追試験の取り扱いについては別に定める。

4 再試験とは、第4条に定める履修登録をした授業科目の成績が不合格になった卒業年次学生に対して行う試験をいう。なお、再試験の取り扱いについては別に定める。

5 試験は、筆記試験により行うものとする。ただし、授業科目によっては、作品、レポート等をもって、これにかえることができる。

6 追試験又は再試験を欠席した場合、再度の試験は実施しない。ただし、追試験に限り、第6条第1項の事由により欠席した場合は、再度の試験を実施する。なお、追試験又は再試験を受験できなかった場合の追試験料及び再試験料は、返還しない。

(受験資格)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、試験を受けることができない。

(1) 履修登録をしていない授業科目

(2) 受験に際し、学生証を携帯していないとき。

(3) 試験に20分以上遅刻したとき。

2 前項第2号の場合、事前に教務課に申し出て許可を受けたときは、受験することができる。

(受験心得)

第10条 第8条に定める試験を受験する場合は、次の事項に注意しなければならない。

(1) 「学生証」は、机上に呈示しなければならない。

(2) 筆記用具及び試験科目担当者から許可されたもの以外は、机上に置くことができない。

(3) 答案には、学籍番号・氏名の記入のないものは無効とする。

(4) 試験開始20分以後は、試験室に入れない。また、試験開始30分以上を経過しなければ退出できない。

(5) 試験中は、持ち込みを許可されたもの、筆記用具等の貸借をしてはならない。

(6) その他については、監督の指示に従うこと。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為があった場合の取り扱いについては、別に定める。

(試験期間)

第12条 定期試験、追試験及び再試験の期間は、毎年行事予定で定める。

(試験時間)

第13条 定期試験、追試験及び再試験の試験時間は、別に定める。

(試験時間割)

第14条 定期試験の時間割は、当該試験開始日の14日前までに告示する。

(単位の認定)

第15条 単位の認定は、原則として試験により行うものとする。ただし、授業科目によっては試験によらないことがある。

2 第4条第9項の卒業研究（通年）の再履修については、通年に限らず、学期末で単位の認定をすることができる。

(成績)

第16条 学則第34条に定める成績評語は、次の基準によるものとする。

S 90点以上100点以下

A 80点以上90点未満

B 70点以上80点未満

C 60点以上70点未満

D 60点未満（不合格）

E 評価なし（不合格）

W 評価なし（履修中止）

2 認定された単位の表示は、認定（N）とする。

3 評価保留中の授業科目は、評価保留（F）とする。

4 学生への成績通知は、第1項の評語をもって表す。

5 第1項の成績評価に次のGrade Point（以下「GP」という。）を設定し、GPAを学業成績通知書に表記する。

S 4.0

A 3.0

B 2.0

C 1.0

D・E 0

- 6 学期毎のGPAは、以下の計算式によって算出する。

$$\text{GPA} = \left[\left(\text{当該学期に履修された科目で得たGP} \right) \times \left(\text{当該科目の単位数} \right) \right] \text{の合計} \div \text{当該学期に履修された科目の単位数の合計}$$

- 7 通算のGPAは、以下の計算式によって算出する。

$$\text{GPA} = \left[\left(\text{各学期に履修された科目で得たGP} \right) \times \left(\text{当該科目の単位数} \right) \right] \text{の合計} \div \text{各学期に履修された全科目の単位数の合計}$$

- 8 N又はW評価の科目、教育職員免許に係る教職に関する科目及び博物館学芸員に係る必修科目はGPAの対象外とする。

(成績の報告)

第17条 成績の報告は、指定の期日以内に、授業科目担当教員が前条第1項の評語をもって、学業成績報告を教務課に行う。

- 2 成績発表は、指定の期日に学業成績表を学生に配付することにより行う。ただし、学費等の滞納者には配付を行わない。

(卒業の資格)

第18条 4年以上在学し、学則第31条に定める所定の単位を修得した者は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「美術史Ⅰ」「美術史Ⅱ」（従前の人文分野科目とする。）、「総合Ⅰ」「総合Ⅱ」（従前の社会分野科目とする。）、「科学史」（従前の自然分野科目とする。）、「広告広報論演習」（従前の専門共通科目とする。）、環境デザイン学科目の「特別講義」、工業デザイン学科目の「インテリア概論」「表示製図法演習」「プロダクト学外演習」「アパレル学外演習」「デザインサーヴェイ」、視覚情報デザイン学科目の「電気・電子実習」「光学」「画像メディア・材料論」「ビジュアルデザイン演習」「映像デザイン演習」「CGデザイン演習」「スペースデザイン演習」「音響デザイン実習」は、平

成4年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての環境デザイン学科目の「特別講義Ⅰ」「特別講義Ⅱ」「特別講義Ⅲ」「特別講義Ⅳ」、工業デザイン学科目の「ファッションマーケティング論Ⅱ」は、平成5年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「生活調査論」（従前の社会分野科目又は文化科目とする。）「行動学Ⅲ」「行動学Ⅳ」（従前の社会分野科目又は自然科目とする。）「科学史B」（従前の自然分野科目又は自然科目とする。）「ドイツ語Ⅲ」（従前の外国語科目とする。）「フランス語Ⅲ」（従前の外国語科目とする。）「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」（従前の外国語科目とする。）工業デザイン学科目の「インテリア設備計画」「インテリア施工」「カラーデザイン」は、平成6年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「芸術工学概論B」（従前の文化科目とする。）「科学史C」「数学思想史」（従前の自然分野又は自然科目とする。）は、平成7年度以前に入学した学生についても適用する。また、基礎分野科目の「生物学」（従前の自然分野又は自然科目とする。）は、平成6年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「社会心理学」（従前の社会分野又は文化科目とする。）「統計学」「応用数学」（従前の自然分野又は自然科目とする。）「色彩論Ⅱ」（従前の専門共通科目又は自然科目とする。）「英語XA」「英語XB」（従前の外国語科目とする。）工業デザイン学科目の「インテリア計画演習」「服装心理学」視覚情報デザイン学科目の「視覚情報デザイン特別講義Ⅰ」「視覚情報デザイン特別講義Ⅱ」「視覚情報デザイン特別講義Ⅲ」「視覚情報デザイン特別講義Ⅳ」は、平成8年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「現代物理」「グラフ理論Ⅰ」「グラフ理論Ⅱ」（従前の自然分野又は自然科目とする。）「デザイン史Ⅲ」（従前の人文分野又は文化科目とする。）工業デザイン学科目の「カラーデザイン」「テキスタイルCAD」は、平成9年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した学生については第9条及び第19条を除き、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「社会調査論」（従前の社会分野又は文化科目）「中国語ⅠA」「中国語ⅠB」「中国語ⅡA」「中国語ⅡB」（従前の外国語科目）「コンピュータ演習D」「コンピュータ演習E」（従前の専門共通科目又はデザイン基礎）工業デザイン学科目の「生活デザイン基礎」「CGプレゼンテーション演習」「インテリア設備と製図演習」「調査統計演習」「インダストリアルデザイン表現法実習Ⅰ」「インダストリアルデザイン表現法実習Ⅱ」「生活デザイン表現法実習Ⅰ」「生活デザイン表現法実習Ⅱ」「インテリア製図Ⅰ」「インテリア製図Ⅱ」は、平成10年度以前に入学した学生についても適用する。また、平成9年度及び平成10年度入学生の従前の設置科目としての「学科間プロジェクト」を必修科目から選択科目に変更し、それにより履修単位数表の科目区分「自由」の単位数をそれぞれ2単位追加する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「総合デザイン基礎Ⅲ」（従前の専門共通科目又はデザイン基礎）「インタラクションデザイン論」（従前の専門共通科目又はデザイン基礎）工業デザイン学科目の「店舗デザイン」「パターンメイキング演習」は、平成11年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した学生については、なお従前の規程による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「英語コミュニケーション中級A」「英語コミュニケーション中級B」工業デザイン学科目の「インタフェース・デザイン論」「ファッションコミュニケーション」「ファッションイラストレーション演習」「アパレルソーイング演習」は、平成12

年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「文学理論」「文化特別ゼミナール」（従前の文化区分科目）「自然特別ゼミナール」（従前の自然区分科目）「外国語特別ゼミナール」（従前の外国語区分科目）「デザイン基礎特別ゼミナール」「コンピュータ基礎特別ゼミナール」（従前のデザイン基礎区分科目）、環境デザイン学科の「建築デザイン演習A」「建築デザイン演習B」「建築デザイン演習C」「都市・地域デザイン演習A」「都市・地域デザイン演習B」「ランドスケープデザイン演習」、プロダクトデザイン学科の「ユニバーサルデザイン論」「ITソフトウェア設計論」「ITシステム設計論」（従前の工業デザイン学科プロダクトデザインコース科目）、ファッションデザイン学科の「デジタルデザイン表現法」「ファッション情報分析」「ファッション情報計画演習A」「ファッション情報計画演習B」（従前の工業デザイン学科ファッションデザインコース科目）は、平成13年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての視覚情報デザイン学科の「構成計画」「グラフィック造形Ⅰ」「グラフィック造形Ⅱ」は、平成14年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「グレートフィルムズ」「アンダーワールド心理学」、環境デザイン学科の「建築・アート・文化」、ファッションデザイン学科の「パターンメイキング応用演習」は、平成15年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「映画入門」「法学（日本国憲法含む）」（従前の文化区分科目）「体育実技」「物理学の楽しみ方」「カオスと複雑系」「アトムと光の科学」「形の科学」「力学とデザイン」（従前の自然区分科目）「現代美術論」（従前のデザイン基礎区分科目）、自由科目の「総合プロジェクトA」「総合プロジェクトB」「総合プロジェクト

C」「総合プロジェクトD」は、平成16年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第10条第3号及び設置科目としての基礎分野科目の「西洋美術史」「近代日本美術史」「デザインと著作権」「キャリアデザイン」（従前の文化区分科目）「ダンスワークショップ」「音楽理論」（従前の自然区分科目）「芸術工学文化論」「芸術工学特別講義A」「芸術工学特別講義B」「芸術工学特別講義C」（従前のデザイン基礎区分科目）「ハングル初級Ⅰ」「ハングル初級Ⅱ」「ハングル中級Ⅰ」「ハングル中級Ⅱ」（従前の外国語区分科目）、ビジュアルデザイン学科の「情報デザイン論」「編集・表現論」「広告デザイン論」「イラストレーション史」「絵本論」「印刷史」「印刷体験実習」「デジタル表現Ⅱ」「DTP基礎」「ウェブデザイン基礎」「イラストレーション基礎技法」「タイポグラフィⅠ」「タイポグラフィⅡ」「編集発想法演習」「情報編集法演習Ⅰ」「情報編集法演習Ⅱ」「ビジュアルフレッシュマンセミナー」「ビジュアルデザイン学外演習」、ファッションデザイン学科の「テキスタイル素材と色彩」「ドレーピング」「ファッション空間演出」「ファッションデザイン」「ファッション企画・情報」「ファッションデザイン実習C」「ファッションデザイン応用」「ファッション企画・情報応用」「テキスタイルデザイン応用」「ファッションフレッシュマンセミナー」「ファッションデザイン特別講義A」「ファッションデザイン特別講義B」「ファッションデザイン特別講義C」「ファッションデザイン特別講義D」、プロダクトデザイン学科の「インダストリアルデザイン基礎」「プロダクト製図」、環境・建築デザイン学科の「環境・建築フレッシュマンセミナー」は平成17年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第2条第2項及び第4条第8項、設置科目としてのメディア表現学科の「作画技術演習Ⅰ」「作画技術演習Ⅱ」、プロダクトデザイン学科の「フィッティング・デザイン」「産学プロジェクト」は平成18年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成19年9月27日から施行し、平成19年9月25日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第8条、第

12条及び設置科目としての基礎分野科目の「デザイン文献学」「キャリアデザインⅠ」

「キャリアデザインⅡ」「インターンシップA」「インターンシップB」「インターンシップC」「インターンシップD」、先端芸術学部メディア表現学科の「アニメーション原論」「ストーリーまんが演出論」「アニメーション技術演習」「まんが・アニメーション総合演習」「資料講読」「まんが構成論」、デザイン学部ビジュアルデザイン学科の「絵本制作基礎」「パッケージデザイン」は、平成19年度以前に入学した学生にも適用する。

- 3 平成17年度から平成19年度までのデザイン学部環境・建築デザイン学科入学生については、同学科目としての「力の流れと安全」「構造・材料ワークショップ」は、必修科目として取り扱い、履修単位数表についても、「選択」を19単位、「必修」を34単位として読み替える。

- 4 前項の科目に係る単位を既に修得している学生については、当該修得済み単位について、必修科目として修得したものとして読み替える。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第8条及び設置科目としての基礎分野科目の「芸術基礎特別演習C」「芸術工学特別講義D」、先端芸術学部メディア表現学科の「まんが制作基礎」、デザイン学部ビジュアルデザイン学科の「DTP基礎Ⅱ」「リアルイラストレーション」「キャラクターデザイン」「パッケージデザインⅡ」「ビジュアルデザイン学外演習」は、平成20年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第8条及び設置科目としての基礎分野科目の「音楽文化論」「映像理論」「芸術基礎特別演習D」「総合英語Ⅱ」「英語演習C」は、平成21年度以前に入学した学生にも適用する。
- 3 平成21年度のデザイン学部ビジュアルデザイン学科入学生については、「デザイン計画・調査法特別演習」「編集・表現法特別演習」「グラフィックデザイン特別演習」「エディトリアルデザイン特別演習」「ウェブデザイン特別演習」「イラストレーション特別演習」「絵本制作特別演習」は、選択必修科目として取り扱い、履修単位数表についても「選択必修」を16単位、「選択」を34単位として読み替える。
- 4 第18条については、平成21年度後期成績発表から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 平成22年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての基礎分野科目の「現代美術史B」「アートと空間」、先端芸術学部まんが表現学科の「キャラクター制作演習」「まんが教育学」「Webコミック演習」「人物画Ⅰ」「人物画Ⅱ」、先端芸術学部映像表現学科の「動画演習」「デジタル彫刻基礎」、デザイン学部ビジュアルデザイン学科の「ビジュアルデザイン実習DTP」「ビジュアルデザイン実習Web」、デザイン学部環境・建築デザイン学科の「デザインプロセス論」「家具・インテリアデザイン」「照明デザイン」は、平成22年度以前に入学した学生にも適用する。基礎分野科目の「デザイン基礎特別演習C」は、平成21年度・平成22年度に入学した学生にも適用する。先端芸術学部まんが表現学科の「表現リテラシー」は、平成22年度に入学した学生にも適用する。先端芸術学部クラフト・美術学科の「フィギュア技法」「水彩画・アクリル画技法」「彫刻・フィギュア技法」、デザイン学部ファッションデザイン学科の「ファッションデザイン画」は、平成21年度以前に入学した学生にも適用する。なお、環境・建築デザイン学科生及び環境デザイン学科生は、平成22年度以前に「家具・インテリアデザイン」「照明デザイン」を修得した単位を、自学科での選択科目とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としてのデザイン学部ファッションデザイン学科の「先染織物デザインCAD」「ファッション写真」「ファッションアクセサリ」、デザイン学部プロダクトデザイン学科及び環境・建築デザイン学科の「福祉住環境論」は、平成24年度以前に入学した学生にも適用する。全学部学科にかかる基礎分野科目の「デザイン基礎特別演習D」は、平成22年度、平成23年度及び平成24年度に入学した学生に、「総合プロジェクトE」は、平成24年度に入学した学生にも適用する。デザイン学部環境・建築デザイン学科の「環境測定ワークショップ」は平成23年度及び平成24年度に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての先端芸術学部映像表現学科の「動的ウェブ演習Ⅰ」「動的ウェブ演習Ⅱ」「ジェネレーティブアート基礎」、全学部学科にかかる基礎分野科目の「学科横断型プログラム」は、平成25年度に入学した学生にも適用する。デザイン学部ファッションデザイン学科の「パターンメイキング応用」「リサーチとデザイン」「ユニバーサルファッション」「デ

ザインの現場」「ファッションと身体表現」「ファッションアドバイザー」は、平成25年度以前に入学した学生にも適用する。先端芸術学部映像表現学科の「Linux基礎」は平成24年度及び平成25年度に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生については、第4条、第20条及び第21条を除きなお従前の規定による。ただし、設置科目としての全学部学科にかかる基礎教育科目の「アート・マネジメント」「現代社会論」「ソーシャル・マネジメント」「ドイツ語Ⅰ」「ドイツ語Ⅱ」、芸術工学部プロダクト・インテリアデザイン学科の「ユニバーサルデザインⅢ」「インテリアデザインⅢ」「インダストリアルデザインⅢ」、芸術工学部ビジュアルデザイン学科の「環境グラフィックス」、芸術工学部映像表現学科の「ウェブ動画表現演習Ⅰ」「ウェブ動画表現演習Ⅱ」は平成24年度、平成25年度及び平成26年度に入学した学生にも適用する。基礎教育科目の「文芸史」「学科横断型プログラムB」、インタラクショナルデザインコースに係る科目については、平成25年度及び平成26年度に入学した学生にも適用する。芸術工学部環境デザイン学科の「環境デザイン特別講義B」「環境デザイン特別講義C」「環境デザイン特別講義D」、芸術工学部ファッションデザイン学科の「ファッションブランディング」は平成25年度に入学した学生にも適用する。基礎教育科目の「映画史」は平成26年度に入学した学生にも適用する。
- 3 平成26年度のファッションデザイン学科入学生については、デザイン学部ファッションデザイン学科目としての「デザインの現場」は必修科目として取り扱い、履修単位数表についても、「選択」を29単位及び「必修」を13単位として読み替える。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、映像表現学科・まんが表現学科共通科目としての芸術工学部映像表現学科の「映画制作基礎」「映画制作演習」は、平成27年度以前に入学した学生にも適用する。映像表現学科・まんが表現学科共通科目としての芸術工学部まんが表現学科の「アニメ史」「写真史・映画史」「メディア産業プロデュース論」は、平成27年度に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、ファッションデザイン学科目としての「コスチュームデザイン」及び「織物とニットデザイン」は、平成28年度以前に入学した学生にも適用する。ビジュアルデザイン学科目としての「ビジ

ジュアル・コミュニケーションⅡ」は、平成27年度以前にビジュアルデザイン学科に入学した学生にも適用する。基礎教育科目の「日本民俗学」は、平成25年度及び平成26年度に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、アート・クラフト学科科目としての「ジュエリー技法」は、平成27年度、平成28年度及び平成29年度に入学した学生にも適用する。基礎教育科目の「数学入門B」は、平成29年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての環境デザイン学科専門教育科目としての「建築空間のプランニング」は、平成30年度以前に入学した学生にも適用する。ファッションデザイン学科専門教育科目としての「アパレル構成論」「皮革デザイン応用」は、平成30年度以前に入学した学生にも適用する。ビジュアルデザイン学科専門教育科目としての「図像学演習」は、平成30年度以前に入学した学生にも適用する。まんが表現学科学科目としての「デジタルコミック演習」は、配当年次を2年次に変更する。映像表現学科専門教育科目としての「デジタルコンテンツ総合演習Ⅰ」「デジタルコンテンツ総合演習Ⅱ」は、平成30年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第6条については、令和3年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第4条第10項

については、平成31年度から令和5年度に入学した学生にも適用する。